

# 臨時株主総会 招集ご通知

---

## ■ 日時

---

2019年9月25日（水曜日）午前11時  
（開場：午前10時30分）

---

## ■ 場所

---

東京都港区六本木一丁目4番5号  
アークヒルズサウスタワー5階  
株式会社ネクソン株主総会会場  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）



株式会社ネクソン

証券コード：3659

証券コード 3659  
2019年9月10日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目4番5号  
株 式 会 社 ネ ク ソ ン  
代表取締役社長 オーウエン・  
マ ホ ニ ー

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って2019年9月24日（火曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年9月25日（水曜日）午前11時（開場：午前10時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木一丁目4番5号  
アークヒルズサウスタワー5階 株式会社ネクソン株主総会会場
3. 目的事項  
決 議 事 項
  - 第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件（1）
  - 第2号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件（1）
  - 第3号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件（2）
  - 第4号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件（3）
  - 第5号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件（4）
  - 第6号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件（5）
  - 第7号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件（6）
  - 第8号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件（7）

- 第9号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件（8）  
第10号議案 第三者割当による募集株式発行の件（2）  
第11号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。**

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(<https://ir.nexon.co.jp/stock/meeting.html>)

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2019年9月25日（水曜日）  
午前11時（開場：午前10時30分）  
開催場所 アークヒルズサウスタワー5階  
株式会社ネクソン株主総会会場

※「招集ご通知」をお持ちください。

※代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

## 株主総会にご出席いただけない場合

### ● 書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご記載のうえ、ご返送ください。

●賛否の記載のない場合、会社提案について「賛」の記載があったものとして、お取り扱いいたします。

行使期限 2019年9月24日（火曜日）午後7時到着まで

### ● インターネットによる議決権行使



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2019年9月24日（火曜日）午後7時まで

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、**2019年9月24日（火曜日）午後7時まで**となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. システムに係る条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使ウェブサイトに掲載されている「インターネットによる議決権行使について」に記載されたシステムに係る条件をご確認ください。

5. パソコン・スマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

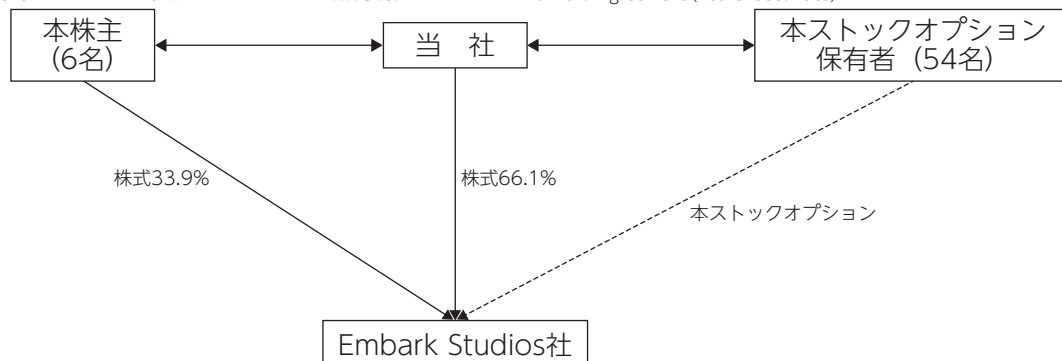
## 株主総会参考書類

### <第1号議案から第10号議案について>

第1号議案から第10号議案までは、関連する一連の取引に係る議案ですので、ここでその概要について説明させていただきます。

当社は、2019年8月5日（月）の当社取締役会において、当社グループの連結子会社である Embark Studios AB社（以下「Embark Studios社」といいます。）の株式を追加取得することを意図した一連の取引を行うことを決議しました。当該取引は、以下に述べるとおり、①当社及び当社子会社を除く Embark Studios社の6名の株主（以下「本株主」といいます。）に対する、Embark Studios社株式45,003,500株取得の対価としての当社普通株式1,399,896株（以下「本新株式（1）」といいます。）の発行及び②本株主の所有する残余のEmbark Studios社の株式176,469,789株すべてを取得することを目的とした、当該株式又はその売買代金債権を現物出資財産として当社普通株式を発行する内容の8種類の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行、並びに③Embark Studios社が過去に付与した税制適格従業員ストックオプション（同社普通株式を取得する権利をいい、以下「本ストックオプション」といいます。）を現在保有する同社従業員54名に対する、将来当該従業員が本ストックオプションを行使しEmbark Studios社普通株式を取得した後に行われる、Embark Studios社株式16,456,207株取得の対価としての当社普通株式511,852株（以下「本新株式（2）」といいます。）の発行から成るものです。

1. 本新株式（1）
  - ・ Share Exchange Agreement
2. 本新株予約権
  - ・ 新株予約権契約（プットオプション）及びプットオプション新株予約権
  - ・ Call Right Agreement
  - ・ 新株予約権契約（コールオプション）及びコールオプション新株予約権
3. 本新株式（2）
  - ・ Forward Agreement (Bearer securities)



## 1. 本取引を行う理由

Embark Studios社は、インターネット通信技術や半導体の処理スピードの向上を含むテクノロジーの大きな進化により可能となった、これまでにないスピード感をもったインタラクティブ（双方向）・エンターテインメントとシミュレーションされた映像表現によるオンライン仮想世界を作り出すことを目指し、「バトルフィールド」などの業界で有名なゲームの開発実績のあるPatrick Söderlund（パトリック・ソダーランド）氏により創立されたストックホルムに拠点を置くゲーム開発スタジオです。

2018年11月に当社グループは、欧米のオンラインゲーム市場における当社グループのゲームラインナップを強化するために、Embark Studios社への戦略的投資を実施し、Embark Studios社を持分法適用関連会社といたしました。これまでの当社の売上及び利益は、中国及び韓国に極度に依存する構成となっており、Embark Studios社への戦略的投資により、当社及び当社のゲーム配信ビジネスの欧米でのプレゼンスを高めることを狙うものです。

その後今年に入ってから、各社よりゲームストリーミングサービスの開始に関する発表が続けてなされました。Google社から「Stadia」、またMicrosoft社から「xCloud」と名付けられたゲームストリーミングサービスがそれぞれ発表されたことがその例として挙げられます。このように多様なゲームサービスが展開されようとしている中、良質で高品質なゲームタイトルの重要性がますます高まる状況になってきました。これにより、当社として、当社のゲーム配信サービス戦略の中での、Embark Studios社の開発するゲームタイトルの重要性がこれまで以上に高まってきたものとの認識に至り、同社との関係を一層強固なものにするために、Embark Studios社の発行済株式を追加取得することといたしました。Embark Studios社との強固な連携を通じて、これまでアナリスト等により課題として指摘されてきた欧米での事業の拡大がなされることにより、当社グループの企業価値、ひいては株主価値の向上に資するものと考えております。

そこでまず、当社は、2019年7月1日（月）の取締役会において、Embark Studios社の発行済株式総数の約32.8%を同日付けで追加取得し、当社グループの連結子会社とすることを決議いたしました。Embark Studios社の開発スタジオと当社グループ内の既存開発スタジオ間での開発工程上のシナジーを最大化し、スタジオ間でのノウハウの共有を加速することがその目的です。この追加取得により、本通知日現在、当社グループのEmbark Studios社における議決権所有割合は、約66.1%（431,935,801株）となっています。

そして、以上の取引に続き、当社は、Embark Studios社の発行済株式の100%（653,409,090株）を保有することを目指し、2019年8月5日（月）の取締役会において、



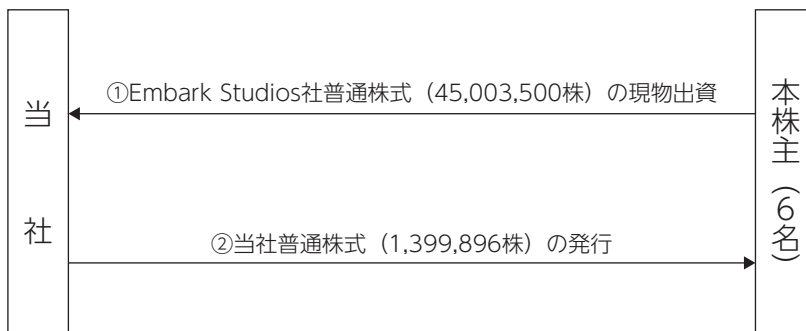
Embark Studios社の株式をさらに追加取得するため、本株主に対して当社普通株式及び本新株予約権を割り当てることを決議いたしました。同時に、将来的にEmbark Studios社の株主となる可能性のある本ストックオプションを保有する同社従業員に対して、将来当該従業員が本ストックオプションを行使しEmbark Studios社普通株式を取得した後に、Embark Studios社普通株式を現物出資財産として発行される本新株式（2）を割り当てることを併せて決議いたしました。

これらのEmbark Studios社普通株式の追加取得は、すべて当社普通株式（新株予約権の行使により当社が発行するものを含む。）を対価として行うものであり、その実質は、予め定める割合により、当社普通株式とEmbark Studios社普通株式とを交換する取引であります。当社は、これらのEmbark Studios社普通株式の追加取得の対価として当社普通株式を交付することで、Embark Studios社の創業者等である本株主や同社の従業員である本ストックオプションの保有者の利益と当社（ひいては当社株主）の利益を一致させ、Embark Studios社の事業のさらなる発展を当社グループの成長と直結させることが重要であるとの考えに基づき、当社普通株式を対価とした場合の希薄化の程度、現金を対価とした場合の財務上の影響や雇用の継続性への影響、その他本株式取得に用いられうる各手法やその仕組みの設計方法のメリットとデメリットを比較検討した結果、上記の方法によることとしました。本件では、①Embark Studios社の設立準拠法であるスウェーデン法の下で認められる手法、②当初に一括して本株主の所有するEmbark Studios社株式のすべてを当社が取得するのではなく、業績目標の達成に応じて当社普通株式を対価としてEmbark Studios社株式を段階的に取得できるように設計する（いわゆる「pay for performance」の考え方）ことで、当社のリスクをコントロールするとともに、本株主のEmbark Studios社の経営への継続的な関与と業績向上へのインセンティブの強化を実現することが可能であること、③Embark Studios社の企業価値の将来的な増大を見込んで本新株式（1）の発行及び各年次の本新株予約権行使に際してEmbark Studios社普通株式と当社普通株式の交換割合を異なるものとする（すなわち、年次を追うごとにEmbark Studios社普通株式1株に対して交付される当社普通株式の数が増加するように設計する）ことで、Embark Studios社の業績を継続的に伸長させることも本株主に意識づける仕組みとすることができることその他の諸要因を検討した結果、Embark Studios社普通株式の追加取得の方法として、募集株式の引受け及び新株予約権の行使により本株主が保有するEmbark Studios社普通株式（又はその売買代金債権）を現物出資財産として段階的に当社に拠出し、当社が本株主に対し当社普通株式を発行するという方法によることが最適であると判断いたしました。

## 2. 本新株式（1）の発行

まず、本株主が有するEmbark Studios社株式45,003,500株の取得に係る対価は、当社普通株式1,399,896株であり、第1号議案がこれにあたります。

上記の当社普通株式の発行数を決定するに際して、当社は、当社と重要な利害関係を有しない企業価値算定機関に依頼して取得した、2019年6月27日付け企業価値算定書（以下「本企業価値算定書」といいます。）を参照しました。当社は、本企業価値算定書において採用されている、Embark Studios社の事業計画に基づくディスカунテッド・キャッシュフロー法（DCF法）及び参考指標として提示された類似会社比較法に基づく算定結果も勘案の上、当社が定めた時点における当社普通株式の市場価格と比較して、最終的に当社普通株式とEmbark Studios社普通株式との実質的な交換比率（Embark Studios社普通株式を1とする。）を0.03110644といたしました。そして、各本株主が現物出資するEmbark Studios社普通株式の数に当該交換比率を乗じることで、各本株主が取得すべき当社普通株式の数を算定（1株未満は切り捨て）し、その合計数として上記の当社普通株式の発行数が決定されました。



## 3. 本新株予約権の発行

本株主が有する残りのEmbark Studios社株式176,469,789株の取得は、当社が発行する本新株予約権の行使に際して当該株式（又はその売買代金債権）を現物出資させることにより実現します。

### (1) 本新株予約権発行の理由

上記のとおり、当社は、本株主が引き続き保有する残部のEmbark Studios社普通株式についても、今後約5年間に亘って、順次、当社普通株式を対価として取得することを企図しています。そのような取引を達成する方法として、当社は、以下のプットオプションとコールオプションの仕組みを採用することにいたしました。本新株予約権は、これらの仕組みに

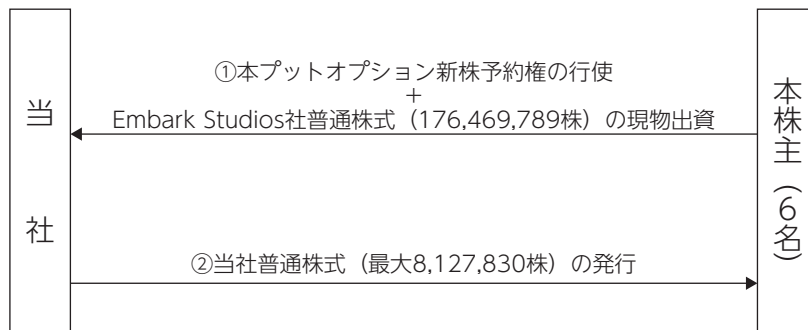
対応するものです。

本新株予約権は、各4種類のプットオプション新株予約権（第2号ないし第5号議案）とコールオプション新株予約権（第6号ないし第9号議案）（以下、総称して又は個別に、「本プットオプション新株予約権」、「本コールオプション新株予約権」といいます。）とから成り、これらがすべて行使された場合（重複して行使できないものとされているものを除きます。）、本通知日現在におけるEmbark Studios社のすべての発行済株式を当社が取得することとなります。

## (2) プットオプション

当社は、本臨時株主総会において、第1号議案から第10号議案までの各議案の承認が得られた後、2019年9月30日（月）付けで、各本株主との間で、各本株主に対し割当てられる予定の各本プットオプション新株予約権に関し、2年次新株予約権契約（プットオプション）、3年次新株予約権契約（プットオプション）、4年次新株予約権契約（プットオプション）及び5年次新株予約権契約（プットオプション）（以下、総称して又は個別に「新株予約権契約（プットオプション）」）を締結する予定です。

新株予約権契約（プットオプション）においては、本株主に対し、予め合意する予定のEmbark Studios社の業績達成度に応じ、本株主が追加で同社普通株式と当社普通株式を順次交換するよう当社に請求できる権利を付与する予定です。これにより、Embark Studios社の役員又は従業員である本株主に対して、継続雇用要件を前提に業績目標を達成するインセンティブを与えるとともに、当社としても、当社が取得する義務を負うEmbark Studios社普通株式の数量を同社の将来の業績達成度に応じて定める仕組みとすることで、当初より一括してEmbark Studios社の全株式を取得することに比べて、早期退職や業績未達成による企業価値低下といったリスクの低減を図ることができる利点があると考えております。



## 業績要件の概要

業績達成度は、下記の表の左欄に示した評価期間ごとに判定されます。新株予約権契約（プットオプション）において、各期間の業績達成度に応じて、各本株主について下記の表の右欄に示した本プットオプション新株予約権が行使可能となること、及び本プットオプション新株予約権を行使することができる期間は、各年次の業績要件の達成度について最終的な合意がなされた日の31日後に開始する30日間とすることが合意される予定です。

2020年12月1日に開始し2021年9月30日に終了する期間（以下「2年次」といいます。）	2年次プットオプション新株予約権
2021年10月1日に開始し2022年6月30日に終了する期間（以下「3年次」といいます。）	3年次プットオプション新株予約権
2022年7月1日に開始し2023年6月30日に終了する期間（以下「4年次」といいます。）	4年次プットオプション新株予約権
2023年7月1日に開始し2024年6月30日に終了する期間（以下「5年次」といいます。）	5年次プットオプション新株予約権

また、各期間の業績達成度の判定基準は、当社、Embark Studios社及び本株主との間で締結される予定の修正株主間契約（Amended and Restated Shareholders' Agreement）に定められる各期間の目標利益額（以下、それぞれ「2年次目標利益額」ないし「5年次目標利益額」といい、総称して「本目標利益額」といいます。）に依拠するものとし、その概要は以下のものとする予定です。

- i. 各期間内におけるEmbark Studios社の「収益」から「費用」を除いた「利益」の額（それぞれの用語の詳細な定義は修正株主間契約（Amended and Restated Shareholders' Agreement）に従うものとします。）を業績達成度の基準とし、以下の条件が満たされないときは、各年次に対応する各本プットオプション新株予約権を一切行使できないものとします。

2年次	2年次総利益額が2年次目標利益額の70%以上であること
3年次	3年次利益額が3年次目標利益額の50%以上であり、かつ、3年次総利益額が3年次目標利益額の70%以上であること
4年次	4年次利益額が4年次目標利益額の30%以上であり、かつ、4年次総利益額が4年次目標利益額の70%以上であること
5年次	5年次利益額が5年次目標利益額の30%以上であり、かつ、5年次総利益額が5年次目標利益額の70%以上であること

ここで、上記の各利益額は以下のとおり算定するものとします。

2年次総利益額	2年次のある特定のプロジェクトについての収益から費用を除いた額 (正の数に限ります。以下同じ。)
3年次利益額	3年次のEmbark Studios社全体の収益から費用を除いた額
3年次ロールオーバー利益額	2年次のEmbark Studios社全体の収益から費用を除いた額の70%相当額
3年次総利益額	3年次利益額と3年次ロールオーバー利益額を合わせた額
4年次利益額	4年次のEmbark Studios社全体の収益から費用を除いた額
4年次ロールオーバー利益額	3年次総利益額が3年次目標利益額を超えた場合、その超過部分の70%相当額
4年次総利益額	4年次利益額と4年次ロールオーバー利益額を合わせた額
5年次利益額	5年次のEmbark Studios社全体の収益から費用を除いた額
5年次ロールオーバー利益額	4年次総利益額が4年次目標利益額を超えた場合、その超過部分の70%相当額
5年次総利益額	5年次利益額と5年次ロールオーバー利益額を合わせた額

また、本目標利益額は以下のとおりとする予定です。

2年次目標利益額	5,000,000米ドル
3年次目標利益額	15,000,000米ドル
4年次目標利益額	230,000,000米ドル
5年次目標利益額	450,000,000米ドル

- ii. 上記 i. の条件が満たされたときは、各年次の総利益額が各年次の目標利益額の70%を超過した程度に比例して、対応する年次の各本プットオプション新株予約権のうち最小50%から最大100%の割合に相当する数の各本プットオプション新株予約権がそれぞれ行使できるものとします。

#### 継続雇用要件の概要

さらに、本プットオプション新株予約権を行使するための継続雇用要件として、各期間の末日までの間に本株主がEmbark Studios社の役員又は従業員でなくなった場合（ただし、当該退職がEmbark Studios社の責めに帰すべきと認められる一定の場合等を除きます。）その他の一定の事由が発生したときは、当該期間に対応する本プットオプション新株予約権は一切行使できないものとする予定です。

#### (3) コールオプション

上記のプットオプションは当社が取得する株式数をEmbark Studios社の業績達成度と紐づけるものですが、これとは独立して、当社は、上記の各期間の業績達成度にかかわらず、当社が適切と判断する場合には、機動的かつ柔軟にEmbark Studios社普通株式を追加取得できるようにすることを企図しています。そこで、当社は、本株主との間で、当社が本株主に対し、2019年8月5日付けで、今後約5年間に亘って、追加で同社普通株式を売り渡すよう請求できる権利（以下「本コールオプション」といいます。）を保有することを内容とする Year 2 Call Right Agreement、Year 3 Call Right Agreement、Year 4 Call Right Agreement 及び Year 5 Call Right Agreement（以下、個別に又は総称して「Call Right Agreement」といいます。）を締結しました。各 Call Right Agreement においては、当社が本コールオプションを行使した場合、かかる行使日の5営業日後の日（以下「本コールオプション完了日」といいます。）において、各本株主は、本コールオプションの行使対象となる株数のEmbark Studios社普通株式を当社に譲渡する義務を負うこととなる一方、当社に対して下記金額の売買代金債権（以下「本コールオプション代金債権」といいます。）を有することとなる旨を定めています。

本コールオプション行使による売買代金債権の額（円）＝ A×B×C

A：本コールオプション完了日における当社普通株式の終値

B：当社普通株式とEmbark Studios社普通株式との実質交換比率（下記の表を参照）

C：本コールオプションの行使対象となるEmbark Studios社普通株式の株数

	当社普通株式とEmbark Studios社普通株式との 実質交換比率 (Embark Studios社普通株式を1とする。)
Year 2 Call Right Agreement	$\frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 59,384,380$ 上記の計算結果： 約0.03110644
Year 3 Call Right Agreement	$\frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 50,420,701$ 上記の計算結果： 約0.03663647
Year 4 Call Right Agreement	$\frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 36,112,123$ 上記の計算結果： 約0.05115281
Year 5 Call Right Agreement	$\frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 30,552,585$ 上記の計算結果： 約0.06046089

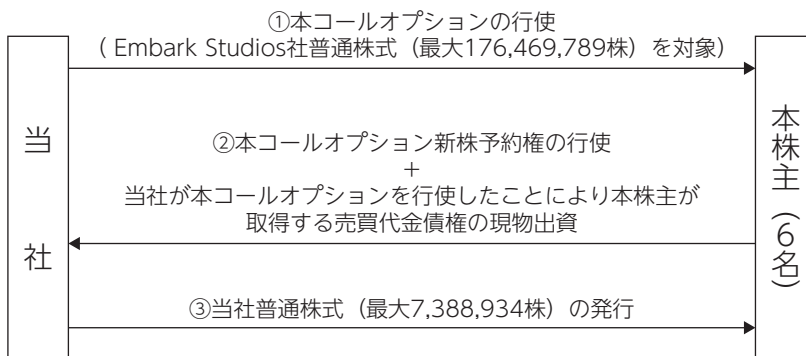
- (注) 1. Call Right Agreementは、上記のとおり日本円貨で表示される金銭を対価とするEmbark Studios社普通株式の当社と各本株主の間の売買にかかるものであり、各本株主に対して、当社普通株式又は本新株予約権の取得を義務付けるものではありません。各本株主が、本新株予約権を引き受ける義務は、新株予約権契約（コールオプション）（下記に定義します。）を締結することにより発生します。
2. 各実質交換比率の計算結果については、小数第9位を四捨五入して記載しています。

本コールオプションを行使できる期間は、Call Right Agreementの締結日に始まり、各年次に係るEmbark Studios社の財務書類が当社及び本株主に提供された日の30日後の日に終了する期間であり、当該期間中、当社は各本コールオプションの全部又は一部を一度又は複数回に分けて行使できます。また、プットオプションの場合と異なり、業績要件及び継続雇用要件が充足されることは、本コールオプション又は本コールオプション新株予約権を行使するための要件とならず、従って、当社は機動的にかかる権利を行使し、Embark

Studios社普通株式を取得することができます。

そして、当社は、本コールオプションの仕組みとともに、本コールオプション新株予約権を発行することといたしました。本臨時株主総会において、第1号議案から第10号議案までの各議案の承認が得られた後、2019年9月30日（月）付けで、各本株主との間で、2年次新株予約権契約（コールオプション）、3年次新株予約権契約（コールオプション）、4年次新株予約権契約（コールオプション）及び5年次新株予約権契約（コールオプション）（以下、総称して又は個別に「新株予約権契約（コールオプション）」といいます。）を締結し、本株主に対しコールオプション新株予約権を割り当てることを予定しております。

上記のとおり、本コールオプション新株予約権は、その行使に際して当社に対する本コールオプション代金債権を現物出資するという内容のものです。当社が本コールオプションを行使した場合に、売主が本コールオプション新株予約権を行使することで、当社は、本コールオプション代金債権を現金によって弁済するのではなく、本売主が新株予約権の行使に際し本コールオプション代金債権を現物出資することを通じて、本コールオプション代金債権と当社普通株式とを交換することができることとなります。これにより、結果的に、当社は当社普通株式を対価にしてEmbark Studios社普通株式を追加取得するという取引を行うことが可能となります。



#### (4) 本プットオプション新株予約権と本コールオプション新株予約権との相互関係

本プットオプション新株予約権について業績要件及び継続雇用要件が充足され権利確定し行使が可能となった場合において、当該本プットオプション新株予約権の行使と本コールオプション新株予約権の行使とは択一的な関係に立つものです。すなわち、本コールオプション（及びそれに紐づく本コールオプション新株予約権）の行使期間は本プットオプション新



株予約権の行使期間よりも早く到来することになっており、各年次の本コールオプション新株予約権が行使された場合には、当該年次の本プットオプション新株予約権は、業績達成度に応じて行使が認められたもののうち、行使された当該年次の本コールオプション新株予約権の数に相当する部分は行使することができないものとされます。

また、当社が本コールオプションを行使することにより本株主が本コールオプション新株予約権を行使した場合に本株主が享受する経済的利益（Embark Studios社普通株式1株に対する当社普通株式の交換比率）は、本株主が本プットオプション新株予約権を行使した場合に本株主が享受する経済的利益と比較して約10%低くなるよう設計しております。すなわち、本コールオプション新株予約権1個を行使した際に交付される当社普通株式の数は、本プットオプション新株予約権1個を行使した際に交付される当社普通株式の数よりも少ない数となります。したがって、本新株予約権の行使によって発行される当社普通株式の数は、本プットオプション新株予約権の総数が行使された場合に最大となり、その数は8,127,830株となります。具体的には、下記の表に示す数の株式が各新株予約権を行使した際に交付されます。

	新株予約権の行使 によって当社が発 行する当社普通株 式の最大数 (株)	新株予約権の行使によ って本株主から当社に 交付されるEmbark Studios社普通株式の 最大数 (株)	当社普通株式とEmbark Studios社普通株式との 実質交換比率 (Embark Studios社普通株式を1とする)
2年次プットオ プション新株予 約権	2,031,955	59,384,380	$\frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 59,384,380$ 上記の計算結果：約0.03421708
3年次プットオ プション新株予 約権	2,031,958	50,420,701	$\frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 50,420,701$ 上記の計算結果：約0.04030012
4年次プットオ プション新株予 約権	2,031,958	36,112,123	$\frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 36,112,123$ 上記の計算結果：約0.05626809
5年次プットオ プション新株予 約権	2,031,959	30,552,585	$\frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 30,552,585$ 上記の計算結果：約0.06650698
上記合計	8,127,830	176,469,789	—
2年次コールオ プション新株予 約権	1,847,233	59,384,380	$\frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 59,384,380$ 上記の計算結果：約0.03110644
3年次コールオ プション新株予 約権	1,847,233	50,420,701	$\frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 50,420,701$ 上記の計算結果：約0.03663647
4年次コールオ プション新株予 約権	1,847,233	36,112,123	$\frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 36,112,123$ 上記の計算結果：約0.05115281
5年次コールオ プション新株予 約権	1,847,235	30,552,585	$\frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 30,552,585$ 上記の計算結果：約0.06046089
上記合計	7,388,934	176,469,789	—

(注) 各新株予約権者に発行される当社普通株式の数は、発行要項に従い、1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとされており、上記の「新株予約権の行使によって当社が発行する当社普

通株式の最大数（株）」は、新株予約権の行使により各本株主に発行されうる当社普通株式の最大数を合計した値です。また、各実質交換比率の計算結果については、小数第9位を四捨五入して記載しています。

なお、本プットオプション新株予約権及び本コールオプション新株予約権のそれぞれにつき、各議案に記載の「発行する新株予約権の数」は各年次について本新株予約権の行使に際し本株主から当社に給付されるEmbark Studios社普通株式の数と一致しており、「付与株式総数」は、上記「2. 本新株式（1）の発行」に記載した本新株式（1）についての考え方と同様に、当該年次の本新株予約権全体の行使により当社が取得することとなるEmbark Studios社普通株式の価値として割当予定先と定めた額（本株主が本コールオプション新株予約権を行使した場合に本株主が享受する経済的利益と本株主が本プットオプション新株予約権を行使した場合に本株主が享受する経済的利益の差を織り込み、本プットオプション新株予約権の場合には29,395,270米ドル、本コールオプション新株予約権の場合には26,722,973米ドルとしております。）に本件の適用為替レートとして当社が本株主と協議のうえ定められたレート（1米ドル＝107.32円）を乗じ、2019年6月末に先立つ直近10取引日の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均株価（1株当たり1,552.5404円。小数点以下第五位を四捨五入。）で除することにより算出しております。各本新株予約権について、付与される当社普通株式の総数は、本プットオプション新株予約権と本コールオプション新株予約権のそれぞれで年次を問わず一定となりますが、1個の新株予約権（すなわちEmbark Studios社普通株式1株）について付与される当社普通株式の数は、年次が進むにつれて多くなります。本プットオプション新株予約権及び本コールオプション新株予約権のいずれについても、年次が後のものほど実質交換比率がより大きな値になっている（Embark Studios社普通株式1株に対する当社普通株式数が増加している）ことについては、本プットオプション新株予約権に付された業績要件も勘案し、これらの新株予約権が行使される場合には、Embark Studios社の企業価値が向上するとともに同株式の価値も上昇していると考えられることによるものです。

また、本プットオプション新株予約権及び本コールオプション新株予約権の行使価額はいずれも名目的な金額としておりますが、本プットオプション新株予約権の行使価額が新株予約権1個当たり2円となっているのに対し、本コールオプション新株予約権の行使価額が新株予約権1個当たり1円となっている理由は、両本新株予約権の間で明確な差異を設けるための多分に技術的なものによります。なお、かかる技術的な差異を設けるにあたり、本プットオプション新株予約権の行使価額のほうを高く設定した理由は、その行使については業績要件等の充足を必要としていることから、現物出資により給付されるEmbark Studios社普通株式の価値が

本コールオプション新株予約権が行使される場合に比べて相対的に高いものになりうると考えたためです。

上記のとおり、当社が本コールオプションを行使することにより各本株主によって本コールオプション新株予約権を行使させたほうが、各本株主によって本プットオプション新株予約権が行使される場合よりも、発行される当社普通株式の数は少なくなり、当社普通株式の希薄化を低減できます。従って、当社は、将来におけるEmbark Studios社の業績や資本政策に加え、当社普通株式の希薄化の度合いその他の事情も考慮して本コールオプションの行使をするか否かを検討する予定です（上記のとおり、当社が各年次の本コールオプションを行使し本株主が対応する本コールオプション新株予約権を行使した場合には、各本株主は、行使された当該年次の本コールオプション新株予約権の数の本プットオプション新株予約権を重ねて行使することはできません）。

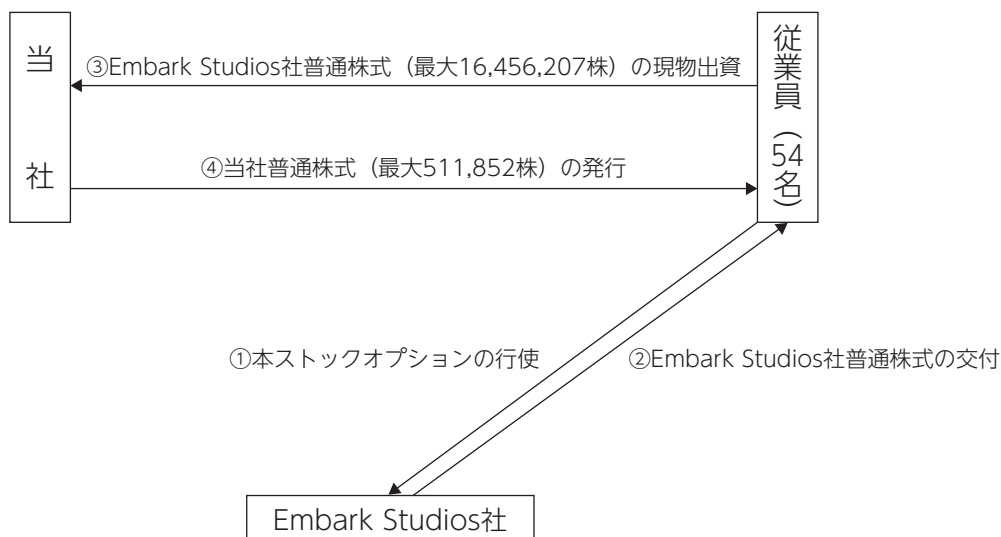
#### 4. 本新株式（2）の発行

本通知日現在、Embark Studios社には本ストックオプションを付与された同社従業員が54名存在（以下、当該従業員を総称して「本ストックオプション保有者」といいます。）し、それらの本ストックオプションは2022年3月から同年6月にかけて一定の条件の下で順次行使可能となるとのことです。本ストックオプションは、行使可能となった時点以降に本ストックオプション保有者により行使されると、行使価額の支払いと引換えに本ストックオプション保有者に一定の数のEmbark Studios社普通株式（最大16,456,207株）が交付される内容のものです。そこで、本ストックオプション保有者が本ストックオプションの行使によりEmbark Studios社普通株式を取得したときに、当該株式を当社普通株式（最大511,852株）と交換することにより当社が取得することを予定しており、第10号議案がこれにあたります。

そのための仕組みとして、本ストックオプション保有者がEmbark Studios社普通株式を取得した時点で、当該株式を現物出資財産として当社に交付し、それにより本新株式（2）を引き受けることを内容とする新株式の割当てを決議いたしました。また、当社は、本ストックオプション保有者との間で締結予定のForward Agreement (Bearer securities) において、本ストックオプション保有者が本ストックオプションが行使可能になった時点で行使すること及び当該行使により取得するEmbark Studios社普通株式と当社普通株式を事実上交換することを合意する予定です。本ストックオプションが行使可能となる前に、退職等の事由により本ストックオプションを喪失した場合には、本ストックオプション保有者は当社の株式を取得することはできません。従業員に対するインセンティブ及び従業員における雇用の継続の必要性

というストックオプションが果たす本来的な機能を維持したままで、かつ当社によるEmbark Studios社の発行済株式の100%保有を目指す方針に将来与える影響（本ストックオプションが行使されることにより、当社の持株比率が減少すること）を排除することができることから、当社は、本新株式（2）の発行が、当社の目的を達成するために最適の手法であると考えております。

なお、本新株式（2）の発行はEmbark Studios社普通株式を出資の目的とするものであり、本ストックオプション保有者が実際に本ストックオプションを行使し、Embark Studios社普通株式を保有するまでは、本ストックオプション保有者は本新株式（2）に関する権利を一切有しません。本ストックオプション保有者は本新株式（2）を取得する権利を現在確定的に有するものではなく、本新株式（2）の申込期間中において各本ストックオプション保有者から株式申込書が提出されない場合又は各本ストックオプション保有者との間でForward Agreement (Bearer securities) が締結されない場合や、払込期間中に各本ストックオプション保有者が本ストックオプションを行使せずEmbark Studios社普通株式を取得することがなかった場合等には、当該本ストックオプション保有者に対する割当ては行われませんこととなります。



## 5. 発行条件に関する事項

### (1) 特に有利な払込金額（会社法第199条第3項）及び特に有利な条件（会社法第238条第3項第1号）で募集株式及び募集新株予約権を発行する理由

本新株式（1）及び本新株式（2）の発行価額は、1株当たり1円としております。これは、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、本新株式（1）及び本新株式（2）の募集事項について、本臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様のご承認をお願いするものです。また、本新株予約権は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要せず、行使価額も低廉な名目額としているため、会社法第238条第3項第1号に規定される割当予定先にとって特に有利な条件に該当する可能性があることから、同様に本新株予約権の募集事項について本臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様のご承認をお願いするものです。

本件において有利発行を行う理由は、以下のとおりです。

本新株式（1）及び本新株式（2）の募集は、上記記載のとおり、実質的にはEmbark Studios社普通株式を当社普通株式と一定の割合により交換することを目的とした取引ですが、その手段として、現物出資による新株発行によるものとしました。上記の交換割合を決定するにあたっては、Embark Studios社の将来の業績予測にかかる妥当性を分析するとともに、本企業価値算定書を取得する等、当社として慎重な検討を行っておりますが、Embark Studios社は非公開会社であり、かつ事業歴が浅く現在は将来の配信に向けてゲームを開発する段階であることに鑑み、上場企業や事業収益を含む過年度の業績を有する企業に比べて客観性の高い企業価値算定が困難な面もあり、また本新株式（2）に係る払込期日は本通知日から2年以上が経過した時点となることから、Embark Studios社普通株式の価値評価及び買収のためのプレミアムを含む交換割合の設定次第では、会社法第199条第1項第2号に定める払込金額を当社の普通株式の時価に基づいて決定した場合、現物出資財産として給付されるEmbark Studios社普通株式の価値が、結果として払込金額に満たないものであったと判断されることも考えられます。かかる事態を避けるため、本新株式（1）及び本新株式（2）の募集については、当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、払込みが行われる時点において現物出資財産として給付されるEmbark Studios社普通株式の価値が1円以上であれば払込みが法律上有効に行われたと認められるようにいたしましたが、これが割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、本臨時株主総会における承認をお願いする次第です。なお、かかる払込金額に応じて、当社普通株式1株当たりの現物出資の対象となるEmbark Studios社普通株式の会社法第199条第1項第3号における募集事

項上の価額についても払込金額と同額の1円としておりますが、これらの募集事項における取扱いは、会社法上の発行手続の有効性を担保し、またEmbark Studios社普通株式の価値が払込金額に不足するという事態を避けるために行う技術的なものであり、当社普通株式1株に対して給付されるEmbark Studios社普通株式の客観的な価値を定めたものではありません。

本新株予約権の発行についても、上記と同様の理由から、新株予約権の発行要項において、株式発行の対価である行使価額（会社法第236条第1項第2号に定める価額）及び給付される現物出資財産（本プットオプション新株予約権においては、Embark Studios社普通株式であり、本コールオプション新株予約権においては、当社と本コールオプション新株予約権の割当予定先との間で締結された契約（Call Right Agreement）に基づき、当社が当該割当予定先からEmbark Studios社普通株式を購入する権利を当社が行使した結果、当該割当予定先が当社に対して有することとなる売買代金債権です。）の評価額（同法同条同項第3号に定める価額）について名目的な金額を定めております。これは、上記に説明したことに加えて、これらの将来の株式発行が行われるのは本通知日から2年ないし5年程度が経過した将来の時点となりうることから、Embark Studios社普通株式の将来の業績等次第で、新株予約権の行使が行われる将来の時点において、Embark Studios社普通株式の客観的な価値が新株予約権の行使価額（同法同条同項第2号に定める価額）及び現物出資財産が有すべき価値（同法同条同項第3号に定める価額）に不足するといった事態を避けることも理由としております。さらに、本新株予約権については、本新株予約権の発行と引換えに金銭の払込みを要しないものとするについて、これが割当予定先に特に有利な条件に該当する可能性があることから、本臨時株主総会における承認をお願いする次第です。上記と同様に、本新株予約権の内容として定められる、出資の目的であるEmbark Studios社普通株式及び上記売買代金債権の価額はいずれも名目的な金額であり、本新株予約権の行使に際し、当社普通株式と引換えに給付されるEmbark Studios社普通株式及び当該売買代金債権の客観的な価値を定めたものではありません。

本株主に対する本新株式（1）及び本新株予約権の発行並びに本ストックオプション保有者に対する本新株式（2）の発行は、Embark Studios社普通株式を追加取得することを目的とした一連の取引であり、本臨時株主総会において本株主に対する本新株式（1）及び本新株予約権の発行並びに本ストックオプション保有者に対する本新株式（2）の発行に関する議案のすべてが承認されることを取引実行の条件としています。したがって、本臨時株主総会においてこれらのいずれかの議案について承認が得られなかった場合は、これらの取引

はいずれも実行されません。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本新株式(1)の募集に係る株式数は1,399,896株(議決権数13,998個)です。また、本新株予約権の行使により発行される株式数は最大で8,127,830株(議決権数81,278個)です。さらに、本新株式(2)の募集に係る株式数は、511,852株です。これらを合算した10,039,578株(議決権数100,395個)は、2019年6月30日現在の当社発行済株式総数896,382,664株に対して1.12%(小数点以下第三位を四捨五入)(同日現在の総議決権数8,963,664個の1.12%(小数点以下第三位を四捨五入)の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、本新株式(1)及び本新株式(2)の募集並びに本新株予約権の行使により発行される株式は、割当予定先が保有するEmbark Studios社の株式を取得する対価であり、Embark Studios社の株式の取得は当社の企業価値の向上さらには株主価値の向上に資するものと考えておりますので、本新株式(1)及び本新株式(2)の募集並びに本新株予約権の行使により発行される株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な水準であると判断しております。

なお、2019年6月30日現在の当社の発行済株式総数は、896,382,664株ですが、自己株式290株を保有していること、単元未満株式数が15,974株あること、普通株式について100株を1単元とする単元株制度を採用していることから、前述のとおり同日現在の当社の総株主の議決権の数は8,963,664個です。

## 6. その他

第1号議案から第10号議案までの各議案は、2019年8月5日(月)の当社取締役会決議により提案されておりますが、パトリック・ソダーランド取締役は、本株主の一人として特別利害関係人に該当するため、当該取締役会決議には参加しておりません。



## 第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件 (1)

次の新株発行要項 (1) の要領で、会社法第199条に基づき、株主以外の第三者に対して特に有利な払込金額で募集株式を発行する。

### 新株発行要項 (1)

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 普通株式1,399,896株   |
| (2) 募集株式の払込金額        | 総額 金1,399,896円 (1株当たり金1円)  |
| (3) 現物出資財産の内容及びその価額  | Embark Studios AB が発行する普通株式45,003,500株とし、その価額は金1,399,898.67254円 (同株式1株当たり0.03110644円) とする。   |
| (4) 払込期間             | 2019年9月25日 (水) から<br>2019年9月30日 (月) まで   |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする (計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる)。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 募集又は割当方法         | 第三者割当の方法による。   |
| (7) その他              | 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。   |

## 第2号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件（1）

次の2年次プットオプション新株予約権発行要項の要領で、会社法第238条に基づき、株主以外の第三者に対して、特に有利な条件で2年次プットオプション新株予約権を発行する。

### 2年次プットオプション新株予約権発行要項

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

#### (2) 発行する新株予約権の数

59,384,380個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権1個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権1個当たり付与株式数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 59,384,380$$

#### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり2円とする。

- (5) 出資の対象となる財産の内容及び価額  
新株予約権1個の行使に際してする出資の目的はEmbark Studios ABの普通株式1株とし、当該財産の価額は2円とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
2019年10月1日から2025年6月30日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件  
各新株予約権の一部行使は不可とする。
- (8) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取り扱い  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 割当日  
2019年9月30日

### 第3号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件 (2)

次の3年次プットオプション新株予約権発行要項の要領で、会社法第238条に基づき、株主以外の第三者に対して、特に有利な条件で3年次プットオプション新株予約権を発行する。

#### 3年次プットオプション新株予約権発行要項

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

##### (2) 発行する新株予約権の数

50,420,701個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権1個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権1個当たり付与株式数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 50,420,701$$

##### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

##### (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり2円とする。

##### (5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権1個の行使に際してする出資の目的はEmbark Studios ABの普通株式1株と

し、当該財産の価額は2円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年10月1日から2025年6月30日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019年9月30日

#### 第4号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件 (3)

次の4年次プットオプション新株予約権発行要項の要領で、会社法第238条に基づき、株主以外の第三者に対して、特に有利な条件で4年次プットオプション新株予約権を発行する。

##### 4年次プットオプション新株予約権発行要項

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

##### (2) 発行する新株予約権の数

36,112,123個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権1個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権1個当たり付与株式数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 36,112,123$$

##### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

##### (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり2円とする。

##### (5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権1個の行使に際してする出資の目的はEmbark Studios ABの普通株式1株と

し、当該財産の価額は2円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年10月1日から2025年6月30日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019年9月30日

## 第5号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件（4）

次の5年次プットオプション新株予約権発行要項の要領で、会社法第238条に基づき、株主以外の第三者に対して、特に有利な条件で5年次プットオプション新株予約権を発行する。

### 5年次プットオプション新株予約権発行要項

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

#### (2) 発行する新株予約権の数

30,552,585個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権1個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権1個当たり付与株式数} = \frac{29,395,270 \times 107.32}{1,552.5404} \div 30,552,585$$

#### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり2円とする。

#### (5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権1個の行使に際してする出資の目的はEmbark Studios ABの普通株式1株と



し、当該財産の価額は2円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年10月1日から2025年6月30日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019年9月30日

## 第6号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件 (5)

次の2年次コールオプション新株予約権発行要項の要領で、会社法第238条に基づき、株主以外の第三者に対して、特に有利な条件で2年次コールオプション新株予約権を発行する。

### 2年次コールオプション新株予約権発行要項

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

#### (2) 発行する新株予約権の数

59,384,380個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権1個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権1個当たり付与株式数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 59,384,380$$

#### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり1円とする。

#### (5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は、2019年8月5日付で当社と新株予約

権の割当てを受ける者（以下「割当対象者」という。）との間で締結されたYear 2 Call Right Agreementの定めに基づき、当社が割当対象者からEmbark Studios ABの普通株式を購入する権利を行使することによって、割当対象者が当社に対して有することとなる売買代金債権のうちEmbark Studios ABの普通株式1株の売買代金（その金額は、（1）当社が当該権利を行使した日の5営業日後の日における東京証券取引所の当社株式の終値に（2）新株予約権1個当たり付与株式数を乗じた値に等しい金額とする。）に相当する部分とし、当該財産の価額は1円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年10月1日から2025年6月30日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019年9月30日

## 第7号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件 (6)

次の3年次コールオプション新株予約権発行要項の要領で、会社法第238条に基づき、株主以外の第三者に対して、特に有利な条件で3年次コールオプション新株予約権を発行する。

### 3年次コールオプション新株予約権発行要項

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

#### (2) 発行する新株予約権の数

50,420,701個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権1個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権1個当たり付与株式数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 50,420,701$$

#### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり1円とする。

#### (5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は、2019年8月5日付で当社と新株予約

権の割当てを受ける者（以下「割当対象者」という。）との間で締結されたYear 3 Call Right Agreementの定めに基づき、当社が割当対象者からEmbark Studios ABの普通株式を購入する権利を行使することによって、割当対象者が当社に対して有することとなる売買代金債権のうちEmbark Studios ABの普通株式1株の売買代金（その金額は、（1）当社が当該権利を行使した日の5営業日後の日における東京証券取引所の当社株式の終値に（2）新株予約権1個当たり付与株式数を乗じた値に等しい金額とする。）に相当する部分とし、当該財産の価額は1円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年10月1日から2025年6月30日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019年9月30日

## 第8号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件（7）

次の4年次コールオプション新株予約権発行要項の要領で、会社法第238条に基づき、株主以外の第三者に対して、特に有利な条件で4年次コールオプション新株予約権を発行する。

### 4年次コールオプション新株予約権発行要項

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

#### (2) 発行する新株予約権の数

36,112,123個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権1個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権1個当たり付与株式数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 36,112,123$$

#### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり1円とする。

#### (5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は、2019年8月5日付で当社と新株予約

権の割当てを受ける者（以下「割当対象者」という。）との間で締結されたYear 4 Call Right Agreementの定めに基づき、当社が割当対象者からEmbark Studios ABの普通株式を購入する権利を行使することによって、割当対象者が当社に対して有することとなる売買代金債権のうちEmbark Studios ABの普通株式1株の売買代金（その金額は、（1）当社が当該権利を行使した日の5営業日後の日における東京証券取引所の当社株式の終値に（2）新株予約権1個当たり付与株式数を乗じた値に等しい金額とする。）に相当する部分とし、当該財産の価額は1円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年10月1日から2025年6月30日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019年9月30日

## 第9号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件 (8)

次の5年次コールオプション新株予約権発行要項の要領で、会社法第238条に基づき、株主以外の第三者に対して、特に有利な条件で5年次コールオプション新株予約権を発行する。

### 5年次コールオプション新株予約権発行要項

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の総数（以下「付与株式総数」という。）は、下記の数の当社普通株式とする。

$$\text{付与株式総数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404}$$

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

#### (2) 発行する新株予約権の数

30,552,585個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「新株予約権1個当たり付与株式数」という。）は、下記の数とする。ただし、(1)に定める付与株式総数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たり付与株式数についても同様の調整を行う。

$$\text{新株予約権1個当たり付与株式数} = \frac{26,722,973 \times 107.32}{1,552.5404} \div 30,552,585$$

#### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり1円とする。

#### (5) 出資の対象となる財産の内容及び価額

新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は、2019年8月5日付で当社と新株予約



権の割当てを受ける者（以下「割当対象者」という。）との間で締結されたYear 5 Call Right Agreementの定めに基づき、当社が割当対象者からEmbark Studios ABの普通株式を購入する権利を行使することによって、割当対象者が当社に対して有することとなる売買代金債権のうちEmbark Studios ABの普通株式1株の売買代金（その金額は、（1）当社が当該権利を行使した日の5営業日後の日における東京証券取引所の当社株式の終値に（2）新株予約権1個当たり付与株式数を乗じた値に等しい金額とする。）に相当する部分とし、当該財産の価額は1円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年10月1日から2025年6月30日までの期間とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は不可とする。

(8) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 割当日

2019年9月30日

## 第10号議案 第三者割当による募集株式発行の件 (2)

次の新株発行要項 (2) の要領で、会社法第199条に基づき、株主以外の第三者に対して特に有利な払込金額にて募集株式を発行する。

### 新株発行要項 (2)

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 普通株式511,852株   |
| (2) 募集株式の払込金額        | 総額 金511,852円 (1株当たり金1円)  |
| (3) 現物出資財産の内容及びその価額  | Embark Studios AB が発行する普通株式16,456,207株とし、その価額は金511,894.01567308円 (同株式1株当たり0.03110644円) とする。  |
| (4) 払込期間             | 2022年3月1日から2022年12月20日まで   |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする (計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる)。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 募集又は割当方法         | 第三者割当の方法による。   |
| (7) その他              | 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。   |

## 第11号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く）を1名増員することといたしたく、選任をお願いするものであります。また、新たに選任された取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、当社の定款の定めにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、反対意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式の数
李 鴻 雨 (1977年2月3日)	1999年8月 ネクソン・コーポレーション（現エヌエックスシー・コーポレーション）入社 2009年2月 韓国弁護士登録 2009年2月 J&P法律事務所入所 2010年2月 ネクソン・コーポレーション（現ネクソン・コリア・コーポレーション）Legal Team Manager就任 2011年4月 ネクソン・コリア・コーポレーションGeneral Legal Manager就任 2019年8月 ネクソン・コリア・コーポレーション取締役就任（現任） 2019年9月 エヌエックスシー・コーポレーション入社 (重要な兼職の状況) ネクソン・コリア・コーポレーション取締役	一株

- (注) 1. 李鴻雨氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 李鴻雨氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 李鴻雨氏を取締役候補者とした理由は、当社グループにおける長年の就業経験から当社事業に精通しており、また韓国弁護士としての法律に関する知見に基づき、事業運営の効率的な遂行に加え、コーポレート・ガバナンス並びに内部統制及びコンプライアンスの強化に貢献していただくことを期待したためであります。
4. 当社は、李鴻雨氏が取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木一丁目4番5号 アークヒルズサウスタワー5階  
株式会社ネクソン 株主総会会場  
TEL 03-6629-5318



- 交通 地下鉄 南北線 六本木一丁目駅 (直結)
- 中央改札又は北改札を出て、左手方向に進んだ先のエスカレーターで2階まで上がると会場ビルの正面口に出ます (スターバックスが目印です)。
- ※駐車場の数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- ※駐車場ご利用の料金をご自身で負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。